

第9 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

1 集団による訪日次数別の身元判明状況

平成22年2月1日現在

訪日 次数	実施時期	訪日人員	対面者数	身元判明		
				訪日期间中	その他	計1
1	昭56.3	47	33	23(48.9)	7(14.9)	30(63.8)
2	昭57.2~3	60	56	40(66.7)	5(8.3)	45(75.0)
3	昭58.2~3	45	31	22(48.9)	3(6.7)	25(55.6)
4	昭58.12	60	46	37(61.7)	0(0)	37(61.7)
5	昭59.2~3	50	37	25(50.0)	2(4.0)	27(54.0)
6	昭59.11~12	90	54	35(38.9)	4(4.4)	39(43.3)
7	昭60.2~3	90	55	33(36.7)	6(6.7)	39(43.3)
8	昭60.9	135	60	30(22.2)	11(8.1)	41(30.4)
9	昭60.11~12	135	48	32(23.7)	2(0.1)	34(25.2)
10	昭61.2~3	130	47	31(23.8)	3(2.3)	34(26.2)
11	昭61.6	200	92	68(34.0)	12(6.0)	80(40.0)
12	昭61.9	200	81	54(27.0)	10(5.0)	64(32.0)
13	昭61.10~11	100	40	30(30.0)	3(3.0)	33(33.0)
14	昭61.12	42	17	14(33.3)	1(2.4)	15(35.7)
15	昭62.2~3	104	43	25(24.0)	3(2.9)	28(26.9)
62-1	昭62.11	50	15	9(18.0)	1(2.0)	10(20.0)
62-2	昭63.2~3	50	16	12(24.0)	1(2.0)	13(26.0)
63-1	昭63.6	35	13	9(25.7)	3(8.6)	12(34.3)
63-2	平元.2~3	57	17	8(14.0)	1(1.8)	9(15.8)
平元	平2.2~3	46	17	12(26.1)	0(0)	12(26.1)
平2	平2.11~12	37	6	4(10.8)	0(0)	4(10.8)
平3	平3.11~12	50	11	3(6.0)	3(6.0)	6(12.0)
平4	平4.11~12	33	10	4(12.1)	0(0)	4(12.1)
平5	平5.10~11	32	7	4(12.5)	1(3.1)	5(15.6)
平6	平6.11~12	36	8	2(5.6)	3(8.3)	5(13.9)
平7	平7.10~11	67	12	5(7.5)	2(3.0)	7(10.4)
平8	平8.10~11	43	10	3(7.0)	1(2.3)	4(9.3)
平9	平9.10	(※1)45	6	2(4.5)	1(2.3)	3(6.8)
平10	平10.11	27	6	4(14.8)	1(3.7)	5(18.5)
平11	平11.11	20	6	1(5.0)	1(5.0)	2(10.0)
計		(※1)2116	900	581(27.5)	91(4.3)	672(31.8)

注1：()内は、訪日人員に対する判明率(%)である。

2：※1は訪日後、日本人孤児であることを取消された者で内数である。

2 訪日対面調査等による身元判明状況

訪日 次数	実施時期	情報公開者数	対面者数	身元判明		
				訪日期间中	その他	計
平12	平12.11	20	5	1	2	3(15.0)
平13	平13.11	20	5	2	2	4(20.0)
平14	平14.11	6	1	1	0	1(16.7)
平15	平16.2	10	3	1	0	1(10.0)
平16	平16.11	(※1)12	3	1	0	1(8.3)
平17	平17.11	(※2)5	1	0	0	0
平18	平18.11	7	2	0	0	0
平19	平19.11	4	1	0	1	1(25.0)
平20	平20.11	3	1	1	0	1(33.3)
平21	平21.11	1	1	0	0	0
計		88	23	7	5	12(13.6)

注：()内は、情報公開者数に対する判明率(%)である。

※1 うち1名はロシア在住の孤児

※2 うち1名は日本在住の孤児

第10 中国残留邦人等に対する支援給付施行事務監査実施計画

業務の流れ	実施時期	概 要	備考
1 事前協議 資料提出	4月9日(予定)	事前協議用資料の提出	
2 実地監査 候補地 選 定	4月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監査候補地(19都道府県市程度)を選定 ・実地監査候補地との事前協議を実施し、監査対象実施機関の選定及び監査日程等の仮調整を行う (事前協議は電話・メールによるが、必要に応じてヒアリングを実施) 	
3 監査実施 計画通知 発 出	5月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の実地及び書面監査実施計画の通報 ・書面監査資料の提出依頼(各ブロック毎に第2四半期から第4四半期の間に提出期限を設定) 	
4 実地監査 実施通知 発 出	実地監査実施の 約2ヶ月前	実地監査対象都道府県・指定都市本庁へ実地監査実施の通報	
5 書面監査 資料提出	第2四半期 ～ 第4四半期	書面監査対象都道府県及び指定都市は、各ブロック毎の提出期限までに書面監査用資料を提出	
6 実地監査 事前準備	実地監査実施 2週間前	実地監査対象都道府県及び指定都市は実地監査資料を提出	
7 実地監査 実 施	実地監査期間 (3日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監査対象都道府県・指定都市本庁並びに実施機関においてヒアリングを実施 ・実施機関についてはケース検討も実施 ・監査講評 	
8 監査結果 通 知 発 出	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監査実施後 1ヶ月半以内 ・書面監査実施後 2ヶ月以内 	実地及び書面監査結果通知の発出	
9 是正改善 結果報告	監査結果通知後 2ヶ月以内	実地及び書面監査結果通知に対する是正改善結果報告書の提出	
10 監査結果 報 告 提 出	翌年度5月末	実地及び書面監査の結果について、所定の様式において厚生労働省へ報告	

(参考) 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

1 実地監査について

(1) 監査事前打ち合わせ会

各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行い、今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う。

(2) 監査対象実施機関の選定

①上記(1)の打ち合わせ会の結果を踏まえ、管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定する。

なお、実施機関の負担を考慮し、選定の際には同一年に会計検査院の実地検査対象実施機関等との重複は避けることが望ましい。(選定時に判明している場合)

②実地監査対象実施機関を選定し、監査計画(案)を作成の上、上司と協議するなどして決定する。

③決定後、実地監査対象実施機関へは、電話により監査日程等を連絡しておくことと資料要求等がスムーズに進む。

(3) 監査実施通知の発出

監査計画を基に監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに実施機関へ通知する(資料提出期限は監査2週間前)。

書面監査対象実施機関へは、資料提出期限を決め、通知する。

(4) 事前準備

①ヒアリング資料の作成

②実地監査時に必要な資料

実施監査時に必要な資料を一覧にして、事前(概ね監査1週間前まで)に実施機関へ連絡し、実地監査がスムーズに進むよう努める。

③ケース検討予定表

事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成する。ケース数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行うこと。

なお、初日に行うケース検討予定表のみを監査実施前日の午後に連絡する。

(5) 指導監査の実施

①「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施

(必要な証拠書類はコピーを依頼する。)

②ケース検討票を作成し、ケース検討を実施

(ケース検討が複数日にわたる場合は、翌日のケース検討予定表のみを午後に連絡する。)

③ケース検討の確認

(文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ず

ケース担当者へ連絡する。ケース検討日が1日の場合は、当日の時間内に行う。)

④必要に応じて実地調査を実施

(実施機関と相談しながら訪問可能な世帯へ実地調査を行うかを検討する。)

⑤ケース検討票の集計

⑥集計後、講評原稿の作成

⑦実施機関講評前打合せ

(実施機関側との意見調整を行う。)

⑧実施機関講評

(是正改善内容は具体的に説明するよう努める。)

※必要に応じて実施機関側と意見交換会を行う。

<各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類>

- ・面接受付簿
- ・面接相談記録簿
- ・支援給付申請受理簿
- ・課税調査結果の処理に関する記録
- ・返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・医療券交付処理簿
- ・通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・移送費管理記録簿
- ・介護券交付処理簿
- ・介護給付費公費受給者別一覧表 等

(6) 監査結果報告書、復命会

監査結果報告書(復命書)を作成し、復命会を開催する。

(復命会は、監査実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする場であると同時に、各監査担当者が共通認識を形成し、実質的な監査基準の統一化、資質向上の場として機能を持っていることに留意のこと。)

また、復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする。

(7) 監査結果通知

復命会終了後、速やかに実施機関へ通知する(監査日より1ヶ月半以内が目安)。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

(8) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

(9) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

2 書面監査について

(1) 監査実施通知の発出

実地監査を行わないこととなった実施機関に対し、書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる。

(2) 指導監査の実施

実施機関より提出された監査資料の内容確認、必要に応じて電話等での聞き取りや書面による講評を行う。

(3) 監査結果報告書の作成

監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする。

(4) 監査結果通知

監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

(5) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

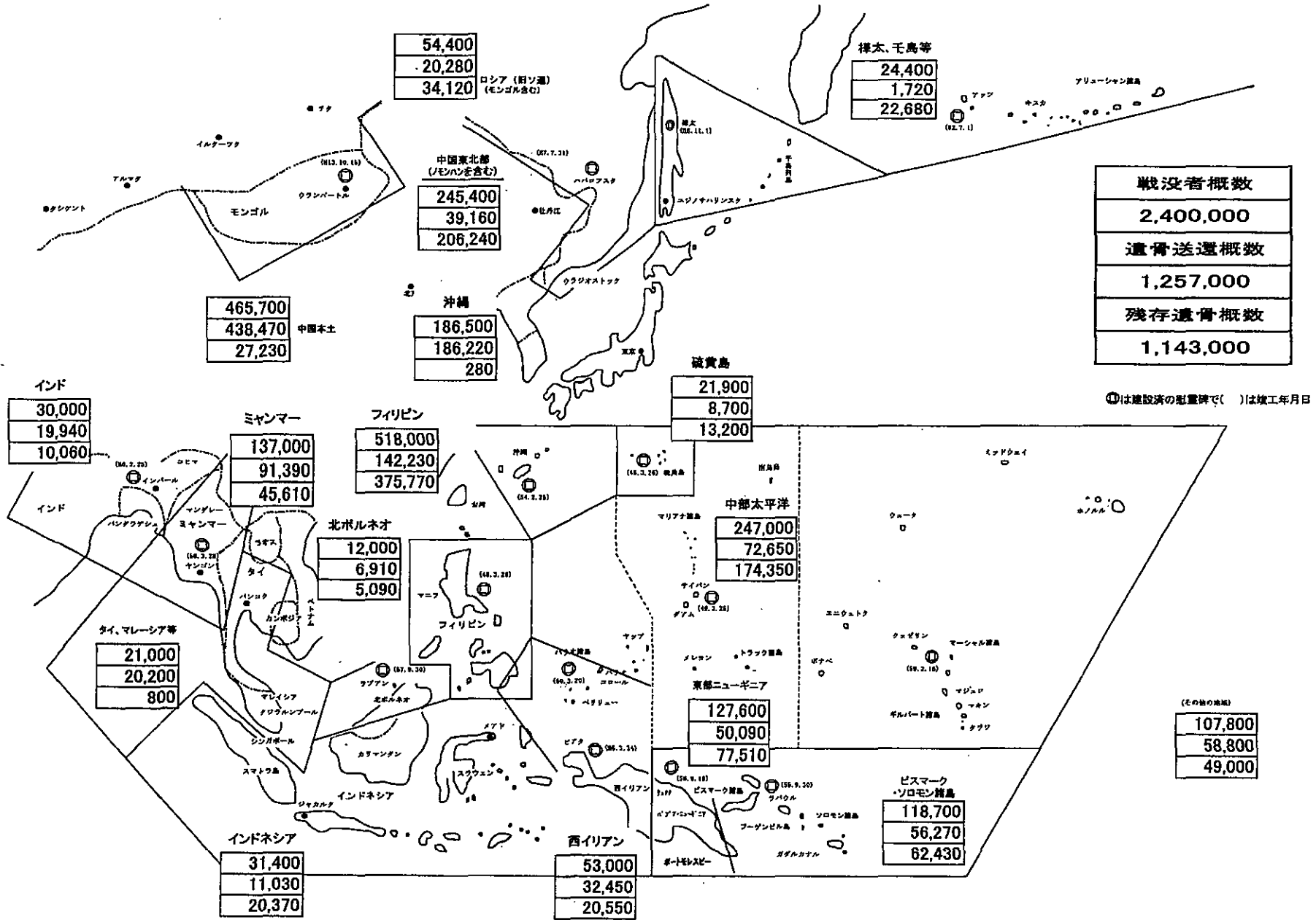
(6) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

3 監査結果報告の提出

実地及び書面監査の結果について、翌年度5月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う。

第11 地域別戦没者概見図(平成22年1月31日現在)



第12 平成21年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等実施状況

平成22年1月31日現在

1 遺骨収集

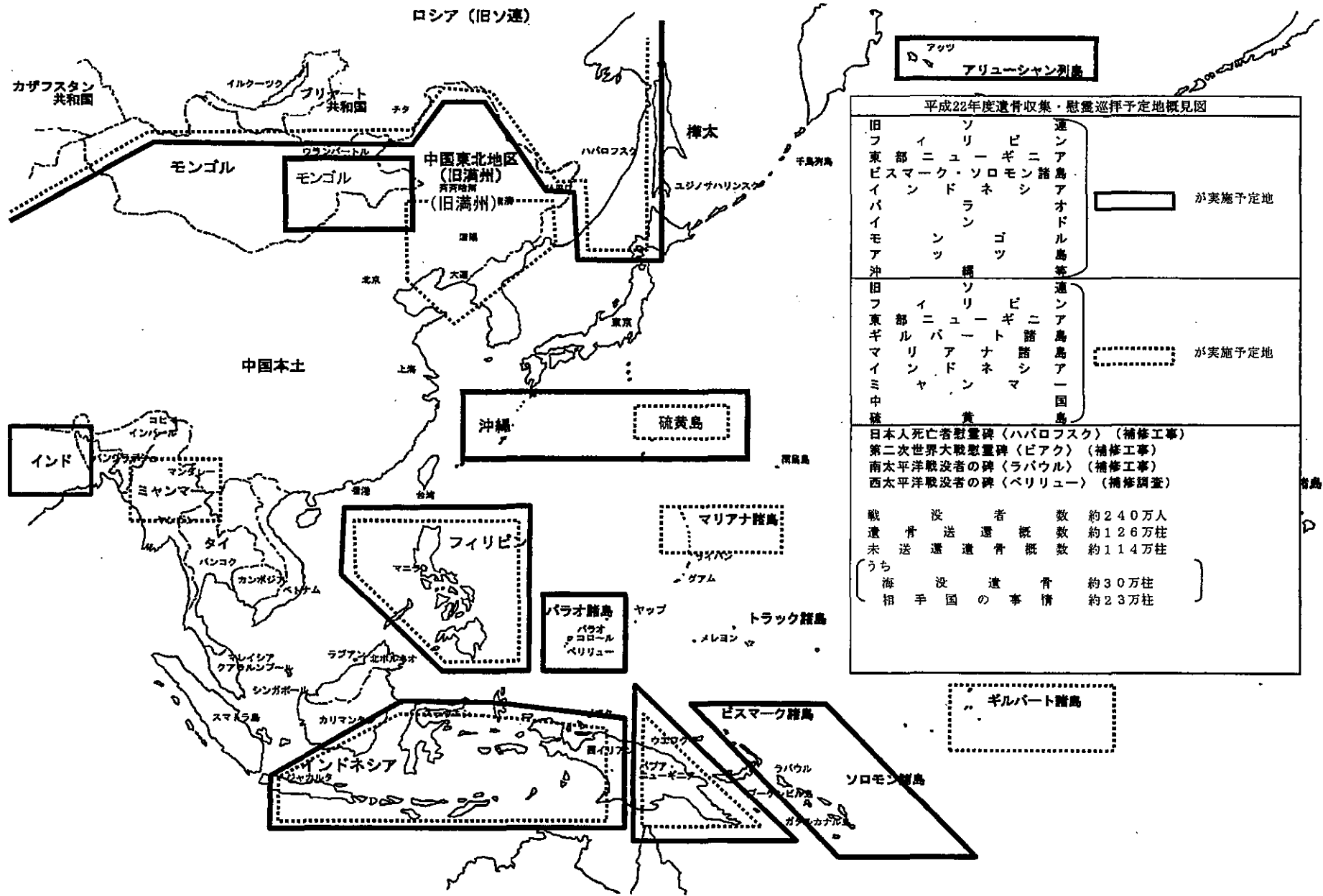
地 域	実施期間	派遣人員 (人)			遺骨送還数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
【ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方(事前)	21.5.25～6.8	2	0	2	0	
沿海地方(調査)	21.6.21～6.28	2	0	2	0	
ハバロフスク地方(応急)	21.7.27～8.10	2	2	4	42	
ハバロフスク地方(収集)	21.8.20～9.8	2	8	10	31	
アムール州(調査)	21.8.24～9.4	2	1	3	0	
ザバイカル地方(応急)	21.9.4～9.18	2	0	2	22	
イルクーツク州(調査)	21.10.5～10.16	2	0	2	0	
カザフスタン共和国(調査)	21.10.20～10.28	2	0	2	0	
小 計		16	11	27	95	
【南方地域等】						
パラオ(受領)	21.4.25～4.30	3	0	3	2	
フィリピン(応急)	21.5.17～5.23	2	0	2	1,260	
沖縄(協議)	21.6.3～6.4	2	0	2	0	
東部ニューギニア(受領)	21.6.20～6.27	2	0	2	4	
インドネシアマッカサル沖(収集)	21.6.21～7.1	2	2	4	10	
フィリピン(協議)	21.6.28～7.1	2	0	2	0	
フィリピン(応急)	21.7.7～7.16	2	3	5	0	
フィリピン(応急)	21.7.15～7.21	2	0	2	554	
パラオ(協議)	21.7.26～8.1	3	0	3	0	
フィリピン(応急)	21.8.16～8.21	3	3	6	1,555	
ソロモン諸島(応急)	21.8.18～8.27	2	1	3	61	
マーシャル諸島(応急)	21.9.5～9.18	3	1	4	4	
インドネシア(協議)	21.10.3～10.9	2	0	2	0	
北マリアナ諸島(受領)	21.10.19～10.23	2	0	2	49	
インドネシア(調査)	21.10.26～11.10	2	5	7	0	
沖縄(協議)	21.11.4～11.5	2	0	2	0	
フィリピン(収集)	21.11.15～11.26	2	7	9	0	
パラオ(協議)	21.11.16～11.19	2	0	2	0	
インドネシア(収集)	21.12.2～12.17	2	6	8	291	

東部ニューギニア(収集)	21.12.3~12.17	2	11	13	411	
フィリピン(協議・受領)	21.12.6~12.9	2	0	2	4,370	
グアム(応急・協議)	22.1.18~1.22	2	0	2	1	
ビスマーク諸島(収集)	22.3.7~3.18	2	3	5		(予定)
ソロモン諸島(応急)	22.3.10~3.18	2	5	7		(予定)
モンゴル(ノモンハン)(事前)	21.6.8~6.20	2	0	2	0	
モンゴル(ノモンハン)(収集)	21.8.30~9.15	3	6	9	30	
硫黄島①	21.7.1~7.16	4	29	33	23	
硫黄島②	21.10.4~10.22	4	29	33	4	
硫黄島③	21.11.30~12.18	4	29	33	11	
硫黄島④	22.2.1~2.19	3	31	34		(予定)
沖縄①	21.11.10~11.14	2	0	2	1	
沖縄②	21.12.15~12.22	2	0	2	3	
沖縄③	21.12.20~12.30	3	0	3	3	
沖縄④	22.1.12~1.18	2	0	2	2	
沖縄⑤	22.1.19~1.28	2	0	2		
小計		83	171	254	8,649	
合計		99	182	281	8,744	

2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			備 考
		政府職員	遺 族	計	
【ソ連抑留中死亡者】					
ザバイカル地方	21.8.23～9.4	2	11	13	
ハバロフスク地方	21.9.10～9.18	2	15	17	
沿海地方	21.10.7～10.18	2	14	16	
オレンブルグ州及びスベルドロフスク州	21.10.9～10.17	1	2	3	
小 計		7	42	49	
【南方地域等】					
東部ニューギニア	21.7.18～7.25	2	7	9	
北ボルネオ	21.10.4～10.11	2	11	13	
ビスマーク・ソロモン諸島	21.11.21～11.28	3	25	28	
フィリピン	22.1.19～1.27	8	82	90	
マリアナ諸島	22.2.13～2.19	2	10	12	
硫黄島①	21.11.9～11.10	8	46	54	
硫黄島②	22.2.24～2.25	13	97	110	
小 計		38	278	316	
合 計		45	320	365	

第13 平成22年度 遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



第14 都道府県別DNA鑑定結果

平成22年1月末日現在

県コード	都道府県名	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	79	34	37	8	
2	青森県	37	22	8	7	
3	岩手県	51	21	16	14	
4	宮城県	19	11	6	2	
5	秋田県	22	6	9	7	
6	山形県	34	12	9	13	
7	福島県	31	14	12	5	
8	茨城県	31	12	16	3	
9	栃木県	17	11	5	1	
10	群馬県	19	13	6	0	
11	埼玉県	76	37	28	11	
12	千葉県	75	35	33	7	
13	東京都	108	46	52	10	
14	神奈川県	71	24	43	4	
15	新潟県	34	12	16	6	
16	富山県	15	7	5	3	
17	石川県	12	6	3	3	
18	福井県	6	4	1	1	
19	山梨県	14	9	4	1	
20	長野県	39	19	16	4	
21	岐阜県	34	10	17	7	
22	静岡県	44	25	14	5	
23	愛知県	43	26	13	4	
24	三重県	21	13	7	1	
25	滋賀県	14	6	6	2	
26	京都府	22	8	11	3	
27	大阪府	54	33	18	3	
28	兵庫県	50	25	20	5	
29	奈良県	16	13	2	1	
30	和歌山県	18	12	3	3	
31	鳥取県	8	2	6	0	
32	島根県	22	12	6	4	
33	岡山県	33	15	15	3	
34	広島県	97	45	36	16	
35	山口県	30	23	6	1	
36	徳島県	9	3	4	2	
37	香川県	7	3	3	1	
38	愛媛県	21	11	9	1	
39	高知県	23	9	11	3	
40	福岡県	54	32	19	3	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	12	6	6	0	
43	熊本県	20	12	5	3	
44	大分県	17	3	8	6	
45	宮崎県	20	14	4	2	
46	鹿児島県	35	21	10	4	
47	沖縄県	8	2	4	2	
99	日本国外	1	0	0	1	
計		1,530	742	592	196	

注：上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。（判明数も遺骨の伝達件数ではない。）
申請数は平成11～20年収集分に対して申請のあった件数である。

第15 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5カ年）

平成22年1月末日現在

県コード	都道府県名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
1	北海道	12	8	6	4	1	31
2	青森	5	9	1	2	1	18
3	岩手	2	8	6	3	1	20
4	宮城	1	4	1	1	3	10
5	秋田	1	2	1	2	1	7
6	山形	2	4	3	2	1	12
7	福島	2	6	1	1	1	11
8	茨城	3	2	4	2		11
9	栃木	3	3		1	2	9
10	群馬		3	4	4		11
11	埼玉	9	10	4	8	4	35
12	千葉	2	12	11	4	3	32
13	東京	5	11	15	11	4	46
14	神奈川	3	9	5	6	2	25
15	新潟	3	1		3	5	12
16	富山	1	1	2	1	2	7
17	石川	1	1	1	2	1	6
18	福井		1		3		4
19	山梨	1	5	2	1	1	10
20	長野	2	3	3	10	1	19
21	岐阜	1	1	3	2	1	8
22	静岡	1	6	5	10	2	24
23	愛知	7	4	8	1	4	24
24	三重	3	4	4	2		13
25	滋賀		3	1	1		5
26	京都		3		2	1	6
27	大阪	6	8	7	8	4	33
28	兵庫	5	8	4	3	2	22
29	奈良	2	6	2		2	12
30	和歌山		4	3	1		8
31	鳥取		1	1			2
32	島根	1	3	4	1	1	10
33	岡山	3	5		5		13
34	広島	6	7	17	14	3	47
35	山口	4	8	2	7		21
36	徳島	1	1	1			3
37	香川	3				1	4
38	愛媛	1	3		3	3	10
39	高知		4	1	3		8
40	福岡	5	10	8	4	2	29
41	佐賀		1	1	1		3
42	長崎			2	1	2	5
43	熊本	3	1	1	7		12
44	大分		1		2	1	4
45	宮崎	3		5	2	4	14
46	鹿児島	6	3	4	7	1	21
47	沖縄				1	1	2
99	日本国外						0
計		119	198	154	159	69	699

注：上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

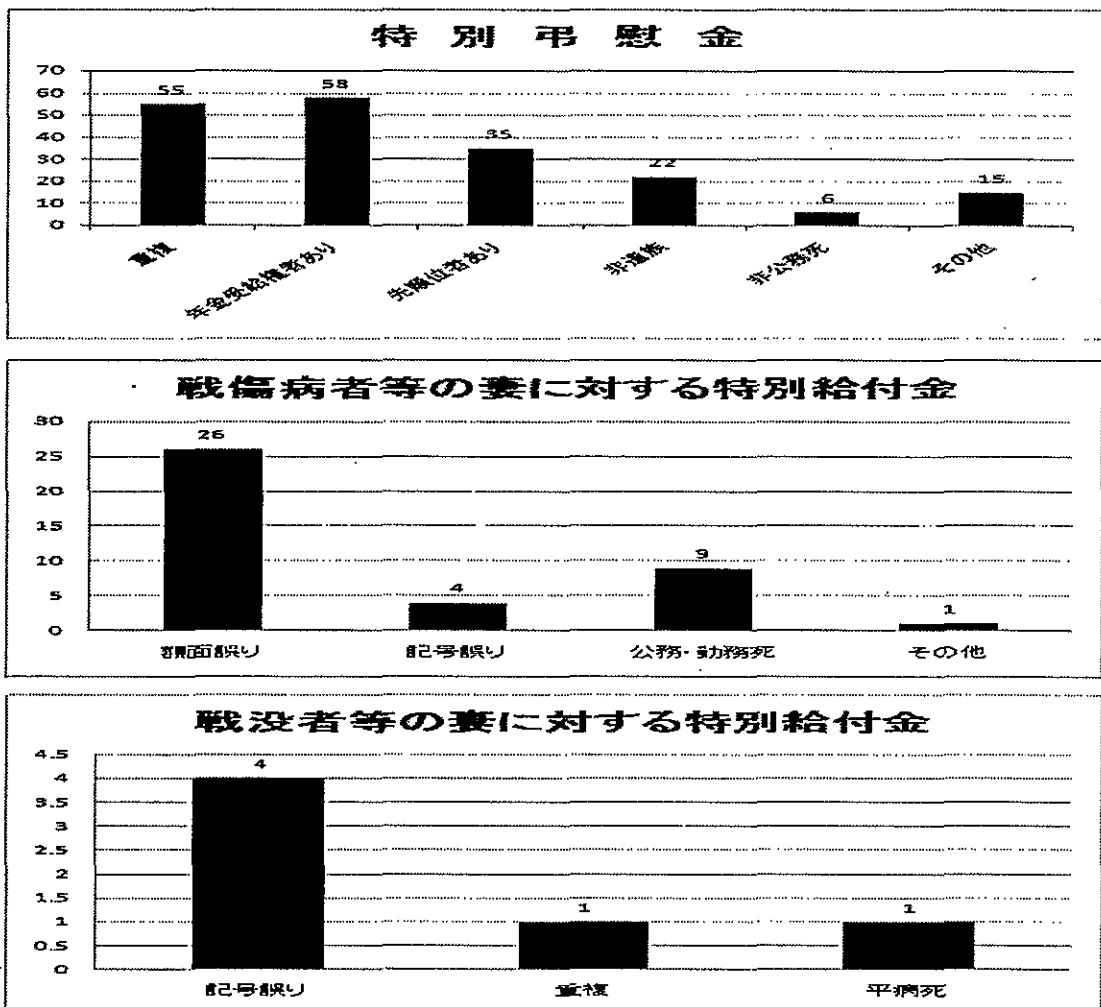
第16 裁定取消の防止について

特別給付金や特別弔慰金の請求裁定後、給付裁定の誤りが判明した場合には、裁定取消に伴う処理はもとより、既に国債が交付され支払済みの償還金があった場合、償還金の徴収など請求者に対しても相当な負担になることも考えられる。このため、裁定の誤りのないよう細心の注意を払うことが必要。

なお、取消事由をみると、特別弔慰金の場合、重複裁定や年金等受給者がいる場合、また、特別給付金について額面の誤りや国債記号の誤り（法適用の誤り）などがある。裁定処理に関しては請求書類とともに都道府県の保管資料等により十分確認することが必要。

また、裁定取消がなされた場合に発生する債権管理についても、適切な処理が必要。

(参考) 発行取消事由別分類



※集計期間：平成17年4月～平成22年1月

第 17 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について

1 平成 22 年度における援護年金の改定率

平成 19 年度より、援護年金額は、恩給と同様に、公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に援護年金に係る改定率の改定を行い、自動改定する仕組みとなっている。

仮に、公的年金の引上率が「1」以下であれば、援護年金に係る改定率は本年度と同様「0.976」となり、援護年金額は、据え置きとなる（本年度末、改定率の改定等に関する政令を改正予定）。

2 平成 22 年 10 月から平成 23 年 9 月までの遺族年金等の額の引上げ

1にかかわらず、平成 22 年 10 月から平成 23 年 9 月までの月分の遺族年金・遺族給与金（平病死の一部と併発死）の額を、恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ（16,150 円）に準拠し、引き上げる予定（1とは別途、改定率の改定等に関する政令を改正予定）。

○遺族年金・遺族給与金（年額）

	H19 年 10 月以前	H19 年 10 月～	H20 年 10 月～	H21 年 10 月～	H22 年 10 月～(案)	H23 年 10 月～
① 公務死	1,962,500 (72,000)	1,966,800 (72,000)				
② 勤務関連死 平病死（公務重症）	1,559,500 (56,000)	1,568,700 (56,200)	1,573,500 (56,400)			
③ 平病死（公務軽症） 平病死（勤務関連重症）	503,750	514,550	525,350	541,450	557,600 (政令で規定)	557,600
④ 平病死（勤務関連軽症） 併発死（公務傷病）	402,550	413,350	424,150	440,250	456,400 (政令で規定)	456,400
⑤ 併発死（勤務関連傷病）	281,150	291,950	302,750	318,850	335,000 (政令で規定)	335,000

※ 5 年計画を 4 年計画に前倒した 4 年目

※ 括弧内は後順位者の額

第18 平成22年度における援護年金の額の改定

I 障害年金の額（平成21年度と同額）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成22年4月からの額	現行額	平成22年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	現行どおり	1,428,200円	現行どおり
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成22年4月からの額
特別項症 第1款症	配偶者	193,200円	現行どおり
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000円	2人まで1人につき 現行どおり 3人目から1人につき 現行どおり
第2款症 第5款症	妻	193,200円	現行どおり

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成22年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症		
第2項症	210,000円	現行どおり

II 障害一時金の額（平成21年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成22年4月からの額	現行額	平成22年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者		
	現行額	平成22年10月からの額(案)	現行額	平成22年10月からの額	
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり	
特例遺族年金・給与金					
平病死遺族年金・給与金	1,573,500円	現行どおり	56,400円	現行どおり	
障害者遺族特例年金・給与金	541,450円	557,600円	-	-	
					・公務傷病第2款症以下
					・勤務関連傷病第1款症以上
・勤務関連傷病第2款症以下	440,250円	456,400円	-	-	
特設年金・給与金					
・公務傷病併発死亡	440,250円	456,400円	-	-	
・勤務関連傷病併発死亡	318,850円	335,000円	-	-	

※ 障害者遺族特例年金・給与金、特設年金・給与金の引上げ（政令で規定予定）。恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ16,150円に準拠（5年計画を4年計画に前倒しした4年目）。

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成22年10月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	現行どおり	

※(例) 死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることとなる内縁の妻。

第19 戦没者等の妻に対する特別給付金（第二十二回特別給付金）請求書の処理状況調

平成21年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	2,847	583	556	2,820	0
2 青森	1,805	172	292	1,925	0
3 岩手	2,391	173	371	2,587	2
4 宮城	2,771	467	485	2,778	11
5 秋田	1,797	151	485	2,130	1
6 山形	1,643	167	507	1,982	1
7 福島	2,786	326	783	3,241	2
8 茨城	3,146	728	621	3,037	2
9 栃木	1,865	454	536	1,945	2
10 群馬	1,793	367	502	1,928	0
11 埼玉	4,449	2,339	536	2,645	1
12 千葉	5,194	2,196	617	3,614	1
13 東京	6,835	3,839	3,544	6,535	5
14 神奈川	5,135	3,095	808	2,847	1
15 新潟	3,761	306	1,020	4,474	1
16 富山	2,058	199	376	2,235	0
17 石川	2,162	244	454	2,371	1
18 福井	2,003	166	464	2,300	1
19 山梨	1,213	184	438	1,466	1
20 長野	2,914	421	751	3,244	0
21 岐阜	2,951	527	664	3,083	5
22 静岡	5,409	849	716	5,276	0
23 愛知	7,625	1,627	982	6,978	2
24 三重	3,969	506	756	4,218	1
25 滋賀	2,166	431	638	2,373	0
26 京都	3,579	1,045	813	3,346	1
27 大阪	7,563	3,801	2,170	5,929	3
28 兵庫	6,124	2,089	1,336	5,370	1
29 奈良	2,202	711	477	1,967	1
30 和歌山	2,573	336	643	2,880	0
31 鳥取	1,558	209	313	1,662	0
32 島根	2,290	163	515	2,642	0
33 岡山	3,615	563	810	3,858	4
34 広島	5,550	937	1,074	5,678	9
35 山口	3,359	553	752	3,555	3
36 徳島	2,207	192	606	2,621	0
37 香川	2,548	325	659	2,881	1
38 愛媛	3,124	356	820	3,587	1
39 高知	2,718	162	487	3,043	0
40 福岡	6,261	1,716	1,222	5,756	11
41 佐賀	1,797	281	777	2,292	1
42 長崎	2,729	439	916	3,205	1
43 熊本	3,979	489	1,015	4,504	1
44 大分	2,445	378	672	2,739	0
45 宮崎	2,960	328	453	3,085	0
46 鹿児島	4,829	343	1,385	5,862	9
47 沖縄	4,867	51	132	4,946	2
48 厚労省	0	0	0	0	0
合計	159,565	35,984	35,949	159,440	90